（特定地域被保険者に対して課される所得割額の算定方法）

第八十四条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第三号イの特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者（令第十八条第一項各号列記以外の部分に規定する特定地域被保険者をいう。以下同じ。）に対して課される所得割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、令第十八条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる所得割額の合計額等を勘案するものとする。

（基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額の算定方法）

第八十五条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第三号ロの特定期間における各年度の基礎賦課額に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における基礎賦課額に係る過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

（被保険者均等割額の算定方法）

第八十六条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第五号の特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、同条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる被保険者均等割額の合計額等を勘案するものとする。

2　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第五号の特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における被保険者の数等を勘案するものとする。

（令第十八条第一項第九号ただし書の厚生労働省令で定める補正方法）

第八十六条の二　令第十八条第一項第九号ただし書の基礎控除後の総所得金額等（同号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下この項、次項及び次条において同じ。）の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び令第十八条第一項第八号に規定する被保険者均等割額の合計額（以下「補正前の子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）が子ども・子育て支援納付金賦課限度額（同項第十三号の額をいう。次項において同じ。）を上回る被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を減額して行うものとする。

2　前項の均衡所得割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額を所得割額（令第十八条第一項第八号に規定する所得割額をいう。）として算定した被保険者に対する補正前の子ども・子育て支援納付金賦課額（当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該被保険者に対する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を子ども・子育て支援納付金賦課限度額として計算した子ども・子育て支援納付金賦課額）の総額のうち被保険者に係る所得割総額（同条第四項第二号に規定する所得割総額をいう。以下この項において同じ。）が、同項第一号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課総額のうち所得割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

第八十六条の三　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第九号ロの当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における子ども・子育て支援納付金賦課額に係る過去の年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

（特定地域被保険者に対して課される所得割額の算定方法）

第八十四条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第二号イの特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者（令第十八条第一項各号列記以外の部分に規定する特定地域被保険者をいう。以下同じ。）に対して課される所得割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、令第十八条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる所得割額の合計額等を勘案するものとする。

（基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額の算定方法）

第八十五条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第二号ロの特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

（被保険者均等割額の算定方法）

第八十六条　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第四号の特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の見込額を算定するに当たっては、同条第二項に掲げる基準に従って算定される特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課されると見込まれる被保険者均等割額の合計額等を勘案するものとする。

2　後期高齢者医療広域連合は、令第十八条第一項第四号の特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における被保険者の数等を勘案するものとする。

（新設）

（新設）